



Socio express

エクスプレス

巻頭言	教育は福祉と出会えるか／湯浅 誠	2
社会科教育法	問われている「公意識教育」と社会科のあり方／長尾彰夫	4
授業実践レポート	他地域との結びつきを中核とした日本の諸地域学習／森田憲明	6
	「主体的に社会に参画するための資質や能力」の育成のポイント／川上 修	8
	各政党のマニフェストを読んでみよう！／福岡修一	10
	平成 23・24 年度『中学社会』地理的分野の移行措置にあたって	12
	編集部からのお知らせとお願い	14

教育出版

教育は福祉と出会えるか

湯浅 誠



(撮影：中川賢俊)

●ゆあさ まこと／反貧困ネットワーク事務局長

みなさんの受け持つ子どもたちのなかに「この子は、これからちゃんと生活していけるだろうか？」と心配になってしまう生徒は何人いるのでしょうか？そして、今まで送り出してきた子どもたち全員でみると、何人くらいいたのでしょうか？そして、心配な子どもたちのうち、中学卒業後に相談に来た生徒や、みなさんが現在の消息を把握している生徒は何人いるのでしょうか？

「きっとどこかで元気にやっているんだろう」と思いたい気持ちはわかりますが、現実には「元気にやって」いない若者たちの数は増え続けています。学校の先生方が「送り出す」側なら、わたしたちは社会で「受け止める側」ですが、20代、30代でメンタルヘルスを害し、家族にも支えられず、生活困窮に至って相談に来る若者たちはたくさんいて、その人たちは学校生活のどこかで困難な状況に出会った経験を持っていることが多い。小・中学校の不登校や高校中退、大学受験の失敗、大学中退等々です。

高校以上は選抜制ですから、進学できない生徒もいますし、またすべてのケースが悲しいわけでもない。たくましく生きていっている人たちもたくさんいるでしょう。教育制度の枠から別の枠に引き継がれているのなら、ある意味問題はないのですが、困るのは、わたしたちが生活困窮者相談として受け止め

るまで、誰にも受け止められていなかった若者たちが少なからずいることです。

その人たちが学校生活から離れてから、わたしたちと出会うまでに10年、20年の歳月が流れています。その間、その人たちの生活は浮き沈みを繰り返しながらも、基本的には低空飛行を続け、余裕のない生活のなかで先に述べた複数の困難を抱えるに至ります。さらに多重債務や引きこもり、子どもがいる場合には児童虐待などのおそれもある。10年、20年の歳月は、それだけ問題解決を困難にしていきます。わたしは経験的に、人が「こじれた」生活で痛んだ心身を回復するには、「こじれた」生活を送っていた期間と同じくらいの間がかかる、と覚悟する必要があると感じています。40歳で出会った方の困難が15歳から始まっているのであれば、その方が本当の意味で穏やかに落ち着く頃には65歳になっている、ということです。

教育は、子どもが人生のなかで初めて長期間にわたって本格的にかかわる制度です。出生届で基本的には全数把握される(そうでない人も少数いますが)児童・生徒が、一斉に包括的に把握されるのが義務教育です。出産時、乳幼児健診に次ぐ全数把握が行われるため、予防接種など衛生・健康分野における包括的アプローチは、保健所や学校現場を通じて行われます。つまり、教育は衛生・健康分

野とは出会っている。また、消防訓練、交通安全などの分野とも出会っている。

しかし、同じような出会いは、教育と福祉分野では起こっていません。教育現場は、小中学生とその親たちが長期にわたって接する公的機関であるがゆえに、教育分野に収まらないさまざまな課題が、見たくなくても垣間見えてしまう場所です。「あの家庭は大丈夫だろうか」「あの子は大丈夫だろうか」とやりきれない思いを抱くことも少なくないのではないのでしょうか。

わたしは、そうした教育現場で垣間見える教育以外の課題を、学校の先生たちが担えるとも、担うべきとも思っていません。増え続ける膨大な事務作業を抱えながら、そんなことができるほど、人間は器用ではありません。しかし教育は、家庭環境など教育以外の諸要素の影響を受けざるを得ない。

かつて、学校を離れた以降の受け皿は就職先と相場が決まっていました。就職の進路指導が、高校の先生などの重要な仕事の一つでした。しかし今、困難を抱える子どもと家庭には、就職先だけではなく、さまざまなアプローチ(年齢や状態に応じて、再学習支援、就労支援、福祉的支援等々)も必要です。わたしが2010年夏に視察したイギリスやデンマークでは、義務教育現場は子どもや家庭に対する重要な各種アプローチの起点でした。その世代の子どもたちをほぼ全数把握し、特定の箇所に集め、毎日6時間も7時間も滞在させているわけですから、子どもと子どもを通じた家庭についての情報の宝庫と言ってもいい。その情報を子どもの健全な育成支援と

家庭支援のため、福祉的に活用し、個人情報保護の課題もクリアしていました。

現在、そうした観点から、スクール・ソーシャルワーカー(SSW)の配置や学校を地域に開く試みなど、一定の取組みが始まっていることは承知しています。しかし、SSWは全国でまだ1096人。SSW活用事業を含む文科省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」は、国の補助率3分の1の事業で、財政難の自治体からは手が挙がりやすく、かつ予算額も縮小傾向にあります。個人情報保護の壁もクリアされていない。もう一步踏み込んだ連携協力が必要ではないかと感じています。

長い歳月が経過してからの支援は大変です。手間も暇も労力も、もちろんお金もかかります。低空飛行を続けるなかで、自信を喪失し、展望も失った若者たちと出会うたび、わたしはどうしてもっと早く、社会的支援の手が届かなかったのか、と大変残念な気持ちになります。端的に言って、「もったいない」社会的損失だと感じます。少子化が進行するなか、一人ひとりの子どもへの支援体制の構築が、一人ひとりの能力の開花と、それによる社会の活性化のために重要ではないかと思えます。

子どもたちがとりこぼされていけないために、教育と福祉にはきちんと出会っていただきたい。そのためには、先生方が子どもたちに教えているように、学校や教育委員会からも、今以上に「上手にヘルプを出」していく必要があるのではないのでしょうか。それが、子どもたちと社会のためになる、と思います。

問われている「公意識教育」と社会科のあり方

長尾 彰夫



●ながお あきお／大阪教育大学学長

●1. 「公意識教育」とは

最近、わたしはちょっとしたことから「公意識教育」といったことに関心を持ち始めている。「ちょっとしたこと」とは他でもない。ある教育雑誌で、「規範意識」や「公共の精神」などをどう育てるかといった特集企画があり、その原稿を頼まれたからである。

「規範意識」や「公共の精神」といった言葉は余り聞きなれないようにも思われるが、実はその出所は学校教育法にある。現場教師にとって、学校教育法などというものが、どの程度親近感のあるものかよくわからないが、2007(平成19)年に改訂された新しい学校教育法によれば、義務教育の目標として次のことが示されている。

「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自立および共同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」(傍点引用者)

このように、「規範意識」「公共の精神」といったものは、直接的には学校教育法によるものだが、更にそのルーツをたどれば教育基本法の前文「真理と正義を希求し、公共の精神を尊び」という部分に行き着くのかもしれない。そして、前文のこの部分は、先の教育基本法改訂のなかで新たに付け加えられた箇所ということからすれば、「規範意識」や「公

共の精神」にかかわっての教育は、このほか大切なものとされてきているのである。ではこうした教育は何と呼ぶべきか。それをわたしは「公意識教育」として注目し始めているのである。

●2. 社会科の目標を改めて考える

「公意識教育」というのは余り耳なれた言葉ではないし、なにやら新しそうにも聞こえる。しかし、こうした教育はこれまでも重視されてきたし、なにより社会科はこれまでも「公意識教育」のためのものであったとすらいえよう。学習指導要領の中学校社会科の目標を改めてみてみよう。

「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」

周知のように、教育基本法、学校教育法が改訂されるなかで、学習指導要領も改訂されることになった。そして、その新しい学習指導要領は本年度(平成23年度)より全面実施の運びとなっている(但し、この社会科の目標は従来と比べて内容的には全く同じものとなっている)。

「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情

を深め」といったことは、いわゆる「愛国心教育」ともかかわって、マトモに検討を始めるとなかなか複雑な問題がでてくることになる。また、「平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎」とはそもそもどのようなものとなるのかも、改めて問い直すとすれば全くもって簡単にはいかないのである。それは、社会科という教科が抱え込んでいる宿命的な課題と言えなくもない。

それについての深入りは、ここでは避けておくとしても、社会科が目標としている「公民としての基礎的な教養」「国家・社会の形成者として必要な公民的資質」といったことは、最近わたしが関心を持ってきている「公意識教育」と極めて近い、あるいは「公意識教育」そのものとも言えるようなものとなっているのではないかとすれば、教育基本法が改められ、学校教育法や学習指導要領が新しくなってくるなかで、問われているのは社会科教育そのもののあり方なのかもしれないのである。

● 3. 今こそが社会科の頑張り時

新学習指導要領において、社会科の目標として示されていることは、極めて重要なことであり、現在およびこれからの日本を担っていってくれる子どもたちには是非とも身に付けて欲しい内容である。そう思わざるを得ないのである。

時あたかも(この原稿を執筆しているその時)、大学ではセンター入試が行われている。そのセンター入試の「公民」「地理歴史」の問題を眺めながら、「公民としての基礎的な教養」をテスト的に評価、評定するとすれば、

こうなるのだろうかとか複雑な気持ちになってはいる。つまり、社会科の目標は多いに結構、支持すべきとしても、それをどう具現化し、内容化し、更に評価していくのかとなれば、たちどころに事態は複雑化し、難渋してくる。掲げられた目標が正当で崇高であればあるほど、それが具体化されていく現実的過程や実態との乖離は拡大していくことにもなりかねない。

それはそうなのではあるが、現在の日本がおかれている歴史的、政治的、国際的等々の状況は実に厳しい。とりわけ政権交代後の政治的流動化状況のなかで、今まさに問われているのは「公意識教育」のあり方であり、「公民としての基礎的な教養」を培い、「公民的資質の基礎」を養おうとする社会科のあり方そのものなのではあるまいか。今や喫緊の課題ともいえるべき「公意識教育」のあり方を、いつまでもゴシップ週刊誌やテレビのワイドショー番組にまかせておくわけにはいかないのである。その意味でも、社会科はやはり今こそ、その真価が問われているのであり、その頑張り時となっているのではあるまいか。

他地域との結びつきを中核とした日本の諸地域学習 ～中国・四国地方を例に

森田 憲明



●もりた のりあき／山口県萩市立見島中学校教諭

● 1. はじめに

本稿は、日本の諸地域学習における「他地域との結びつきを中核とした考察」を中国・四国地方の事例から考えたものである。

日本の諸地域学習における目標は「地域的特色をとらえる」ことである。限られた時間で地域的特色をとらえさせるためには、単元構成における工夫が必要であるといえる。本実践では以下の点を工夫した。

- ①課題の設定・地域の大観(第1時)
- ②課題の追究・考察(第2時～第5時)
- ③地域的特色のまとめ(第6時)

● 2. 具体的な授業構想

(1)課題の設定・地域の大観

本単元では

「中国地方の瀬戸内側に『道の駅』が少ないのはなぜか。」

という課題を設定し、単元の導入で生徒が課題について考える時間を設けた。



① 中国地方の「道の駅」の分布
(国土交通省ホームページより)

時	課題に対する生徒の意見	学習内容
2	瀬戸内は工場群が多く、高速道路が発達しているため、「道の駅」が少ない	瀬戸内の地域的特色 【瀬戸内の工業】
3	南四国は多くの名所があり、観光客が新鮮な野菜を買える「道の駅」が多くある	南四国の地域的特色 【南四国の農業】
4	山陰は休憩場所が少なく、直線道路が多いため、「道の駅」が多くある	山陰の地域的特色 【山陰の観光業】
5	中国・四国山地は人口減少が大きく、まちおこしとしての「道の駅」が多くある	中国・四国山地の地域的特色 【中国・四国山地の過疎】

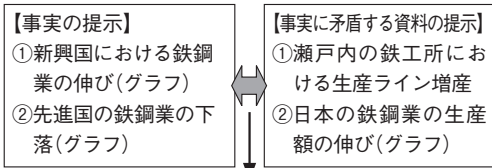
生徒が課題に対して意見を構築する際、地域を大観するために地図帳を有効に活用し、都市や平野の分布、交通網の広がりなどに着目させた。

(2)課題の追究・考察

課題に対する生徒の意見を踏まえて、単元構成を上の表のように設定した。

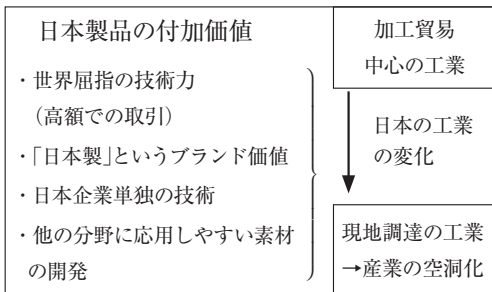
瀬戸内・南四国・山陰とよばれるそれぞれの地域が、異なる発展を遂げてきた中国・四国地方の地域的特色をとらえることは難しい。そこで、四つの地域に分けて、それぞれの地域的特色を見出すことにした。この手法は、生徒が地域間を比較・検証することができ、とても有効であった。

- a. 第2時・【瀬戸内の工業】の実践事例
本時では次のような導入を行った。



日本の鉄鋼業は新興国に追いつかれたはずなのに、再び生産額が伸びているのはなぜか。

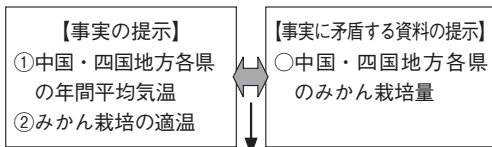
生徒の議論から、立地面や先進国との関係だけでなく、日本の技術に着目した発言も多くあった。そこで、生徒に先進国が鉄鋼生産に力を入れる意味を考えさせ、資料として、瀬戸内における工業の内訳(繊維・船舶・自動車・鉄鋼)の変化を提示した。瀬戸内の地域的特色を考えさせるだけでなく、本時では「付加価値の高い製品」づくりを追求する現代の産業の特色に気づかせたい。



また、アジア圏の経済成長と日本の関係や結びつきについても注目させたい。

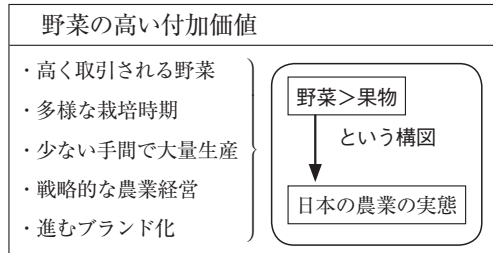
b. 第3時・【南四国の農業】の実践事例

本時では次のような導入を行った。



高知県でみかん栽培が盛んでないのはなぜか。

生徒の多くは最初、自然環境を中心に議論を進めていたが、話し合いが進むにつれて、みかんの価値に問題があるのではないかと考えるようになった。そこで、他の作物との市



場価格や栽培時期の違いを資料で提示して、みかんだけでなく他の作物との関連から、課題についてさらに追究していくことにした。

資料をもとに考えられた生徒の意見は、南四国の農業の特徴を示すとともに、日本の農業が抱える課題についても映し出していた。

(3) 地域的特色のまとめ

地理的分野における言語活動は、地域的特色をまとめるという作業を通して、生徒に日ごろから取り組ませている。本時では以下の二点について、生徒に考えさせた。

- 本単元の課題に対するまとめ
- 中国・四国地方の地域的特色

生徒が地域的特色をまとめる手立てとして、課題を追究・検証する段階で重要な語句をノートに列記させておくと、中国・四国地方のまとめだけでなく、他の地域をまとめるときにも効果的な活用ができた。

● 3. おわりに

生徒に地域的特色をとらえさせるには、日本の他地域との比較や、既習の「世界の諸地域」学習を有効に活用していかなくてはならない。また、どの中核となる考察から学習すべきか、どの地域から学習すべきかといった部分も授業実践を重ねていくうえで考えていかなくてはならない課題である。

地域を象徴する事象を改めて検証しながら、多様な授業形態を模索していく必要がある。

「主体的に社会に参画するための資質や能力」の育成のポイント ～持続可能な社会という視点から社会保障と財政の問題を考える

川上 修



●かわかみ おさむ／熊本県熊本市立楠中学校教諭

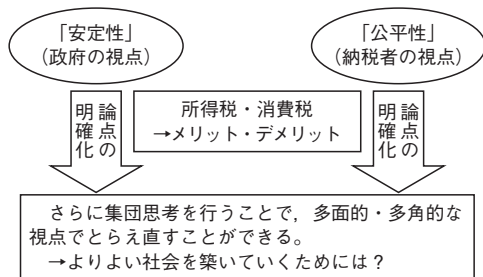
● 1. はじめに

学習指導要領の改善の具体的事項(公民的分野)の中で「持続可能な社会という視点から環境問題や少子高齢化における社会保障と財政の問題などについて考えさせる学習を重視して内容を構成する。」とある。こうした点を踏まえ、多面的・多角的な視点で社会的事象をとらえ、これからの社会のあり方(自分の生き方)を追究できる教材を開発していくことが大切である。

● 2. 具体的実践

(事例1)「これからの日本の税制度のあり方」について考える授業

学習課題 これからの日本は直接税(所得税)と間接税(消費税)のどちらの割合を増やしていくべきか? ~「安定性」と「公平性」の視点で税制について考える~



① 図1. 社会的な課題解決のための視点の明確化

生徒の社会的な見方・考え方を育成するためには、ポイントとなる「視点(キーワード)」を明確にすることが大切である。所得税と消費税のどちらの割合を増やしていくべきかという社会的な課題を追究するために、「安定性」(政府の視点)と「公平性」(納税者の視点)というそれ

ぞれの視点でとらえさせる。このことによって話し合いの論点が明確になる。また、政府の視点と納税者の視点で税制度について考えさせることで、所得税・消費税のメリット・デメリットを、それぞれの立場でイメージしやすくなる利点がある(図1)。その後、二つの立場での視点からよりよい税制度を考えていった。

【安定性の視点をもとにした分析-政府の立場-】

所得税は景気によって収入が増減しやすかったり、脱税したりする人も多いというデメリットがある。一方、消費税による収入は景気に左右されにくいというメリットがある。また、消費税は多くの国が採用しており、日本の税率は諸外国よりも低いという特徴がある。

【公平性の視点をもとにした分析-納税者の立場-】

所得税のメリットとしては、累進課税制度によって所得格差が縮小することがあげられるが、高所得者にとっては不公平感が生まれたりするのではないかと。一方、消費税は、購入した額によって平等に税がかかるという公平性があるが、低所得者や高齢者にとっては負担が増えるのではないかと。

【安定性・公平性の二つの視点をもとにした税制度の提案】

生徒たちは、安定した税制度の必要性を感じながらも、低所得者や高齢者の立場、または、外国の制度にも目を向けながらよりよい税制度を考えていった(図2)。

【これからの日本の税制度の提案 A班】

◆みんながよく買う物の税金を上げると、収入の低い人は生活が苦しくなる。



提案1・消費税を見直す。(商品によって税率を変える)
・食品の税率を下げて、その他を上げる。
(英国案:食品税0%, その他17.5%)
→しかし、これだと安定した十分な税収を集められないのでは?



提案2・そこでフランスに学べ!
(フランス案:食品税5.5%, その他19.6%)
・所得税(税率下げる)と組み合わせる。

④ 図2. これからの日本の税制度の提案

(事例2)「これからの日本の介護保険制度のあり方」について考える授業

学習課題 これからの日本のよりよい介護保険制度を提案しよう。～三つの立場で社会のしくみや人間の生き方について考える～

ここでは、介護保険制度について自分たちの問題として考えさせ、これからの制度を提案する活動を通して、新学習指導要領の改善点で強調されている「持続可能な社会の実現を目指す」ことや、「人間の尊厳とは何か」を追究させることをねらいとした。上の学習課題を解決するための「習得」「活用」「探究」でのプロセスを、以下に示す。

「習得」の段階

・介護保険制度について、「国の立場(制度面)」から、スウェーデン型とアメリカ型のどちらを取り入れていくか討論学習を行わせる。
・介護に関する実際の事故をもとに、日本の介護の現状について問題点を検討させる。

「活用」の段階

・日本の高齢化の現状(老老介護の問題、自殺者数の増加)
・高齢者とのふれ合い(土曜日を利用した施設訪問の実施)
・日本の介護保険制度の内容、アメリカとスウェーデンの福祉制度との比較

「探究」の段階

・「介護を受ける立場」と「介護をする立場」の視点から、多面的・多角的な視点をもたせる。
・「介護に関わる人々の思い」を考えさせ、人間の尊厳とは何かを追究させる。
・これからの社会のあり方や自分の生き方について考えさせる。

(授業後の生徒の感想より)

・お年寄りの方に、人生の先輩として接していくことが大切だと思った。お年寄りの方との生活を通して、何かを学ばせてもらうんだと思って介護することが、自分の人生にもとても大切だと感じました。僕の心の中の気持ちもどんどん変わっていったと思います。

・充実した介護をするためには、財源が必要で、それを使って介護士を増やしたりしなければならぬ。しかし、今の日本では財源不足であることもわかった。これからは、政治に対しても、もっと興味をもち、正しい税金の使われ方をしているかなど、わたしたちがきちんと知ること大切だと感じた。

●3. おわりに

授業前、高齢者やその介護に関して、自分の身近なこととしてはとらえていない生徒がほとんどであった。そこで、授業がうまくいくかどうかは、いかに、生徒に自分自身のこととして、介護の現実について考えさせる(向き合わせる)ことができるかがポイントだと考えた。それは、わたし自身が介護の現実に向き合えるか、にかかっていると云えた。また、社会のしくみや、その人の考えや思いを知るためには、その人の立場や視点でものごとをとらえさせることが大切だと感じた。そこで、税制度の授業では国の立場(安定性という視点)と納税者の立場(公平性という視点)、介護保険制度の授業の中では、国、介護を受ける方、介護をする方という三つの立場から考えさせることで、多面的・多角的にとらえさせることができ、また、社会に向き合わせるようにしていった。

各政党のマニフェストを読んでみよう！

～言語活動を通して思考力・判断力を身に付ける

福岡 修一



●ふくおか しゅういち／神奈川県相模原市立清新中学校教諭

●1. はじめに

21世紀は、新しい知識や情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代であるといわれている。さらにはグローバル化もすすみ、アイデアや知識そのものや、人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や、国際協力の必要性が増大している。

社会科においては、そのような今だからこそ世界や日本に関する基礎的教養を培い、国際社会に主体的に生き、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することに、特に留意しなければならない。そのためには、基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得に努めるとともに、思考力・判断力・表現力などを確実に育むために、言語活動の充実をはかる必要がある。また、社会参画に関する学習を重視することも大切になる。

●2. 目ざす具体的な生徒像

目ざすべき具体的な生徒像として、二つの像を掲げた。一つは「社会に対する関心を高め、課題を主体的に追究し、考えようとする意欲をもつ生徒」、もう一つは「よりよい社会の実現に向けて、社会的事象を多面的・多角的に考察し、公正に判断しながら行動しようとする生徒」である。

そのためには、なによりも社会への関心が重

要である。そして、社会的事象への関心が高まると、そこに様々な課題を見つけるようになってくる。さらに、その課題について既存の知識を活用して考えたり、様々な人々と意見を交換したりして、多面的・多角的に課題について考えるようになる。

また、よりよい社会の形成に向けて、自分一人の勝手な思いや考えでなく、社会全体の様々な人々の立場に立って判断していくことになるが、そこには周囲との対立や合意があったり、公正や効率を考えたり、選択・評価したり、決定・提言するような場面が必要になってくる。

そのためには「教材・教具、資料、学習シートなどの開発、改善」と「言語活動の充実」を、特に生徒どうしによる話し合いを大切に、生徒自身が課題について考える時間を十分に確保した授業にしなければならない。

●3. 活発な言語活動のある授業

社会科における言語活動は様々なものがある。地理的分野では、「地図の読図や作図」「地図を活用して説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりする」こと。歴史的分野では、「学習した内容を活用してその時代を大観し、表現する活動」「各時代における変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習」、そして公民的分野では、「習得した知識、概念や技能を活用して、社会的事象について考えたことを説明したり、自分の考えをまとめて

論述したり、議論などを通して考えを深めたりする」などである。今回は、生徒どうしの話合い活動の重視、そのための場と時間の確保、そして、生徒どうしが考えたり判断したりしたことを伝え学び合う出力型の授業、の三つを取り入れた。

このような言語活動がより活発になされるために、教材や教具、課題の設定はもちろん、今回は小グループによる話し合いの場所と時間を確保し、互いの学び合いの場面を重視した。そして、様々な意見や考えを知り、それを分析・整理したり、疑似体験をしたりすることによって、多面的・多角的に考える姿勢を身に付けさせたいと考えた。

●4. 授業実践について

2009年夏に実施された衆議院議員選挙に関する各政党のマニフェストを、生徒が互いに協力しながら読み解いて、自分の支持するものを見つけ出す授業を実践した。

大人が読んでも難しい部分があるマニフェストを、どうすれば生徒自身で協力しながら読み解いていくことができるのか。そこで各政党のマニフェストから、生徒が理解できそうな日本の農業における課題や問題について触れているものを精選し、さらには導入部で日本の食糧問題について解説することで、生徒の課題意識を高めようと工夫してみた。

そして、学級を九つのグループに分けて、それぞれに各政党のマニフェストを分担して読み取らせ、その内容について互いに発表することで、言語活動を通じた学び合いを目ざした。生徒たちはお互いの知識を活用しながら、仲間どうしで相談しあったり教師に質問したりと、よ

く取り組んでいた。時間が少々不足ではあったが、その後、各グループで読み取った内容を発表し、自分が賛同する政党を選び、その判断理由も記述させた。そして、政党について教師から解説を加え、本時の目標である課題「政党はなぜ必要なのか。また、なぜ政党が一つではないのか。」について記述させた。

●5. 評価と今後の課題

課題の記述を読むと、ほとんどの生徒が政党の役割について理解を深めていた。さらに、各政党を選んだ理由においても、日本のこれからのことを踏まえていたものが多かった。生徒が自分一人の勝手な思いや考えでなく、社会全体のことを考えて政党を選ぶことができたという点で、成果があったと考える。

しかし、ほとんど生徒の記述内容が漠然としていたり、政策の意味を取り違えていたりする表記が数多く見受けられた。マニフェストの内容が難解すぎたことも原因であり、提示の段階で、生徒によりわかりやすい形に加工する必要がある。

また、授業を進めるうえで、各政党のマニフェストを、社会のなかの多様な立場ごとに考えさせる場面も必要であった。言語活動の活発化が、多面的・多角的な思考や公正・公平な判断に、単純にはつながらないことを痛感させられた。

今回は教材が難しく、またその理解が不十分ななかで、思考力・判断力を問われる授業となってしまった。しかし、言語活動を活発にすることは、様々な意見や考えを身に付ける一助になること、なによりも生徒が主体的に学習に取り組むことができ、関心を高められることを再確認できた。

平成23・24年度『中学社会』地理的分野の移行措置にあたって

平成24年4月からの新教育課程の完全実施に向けて、現在、移行措置期間に入っていますが、平成23年度の入学生に関しては、平成24年度の第2学年で完全実施を迎えることになります。

社会では、平成23・24年度の第1～2学年で地理的分野と歴史的分野(歴史は第3学年でも)を履修しますが、特に学習指導要領の内容が大きく改訂された地理に関しては、平成23年度(第1学年)で使用する現行の教科書に加えて、平成24年度(第2学年)にも新学習指導要領に基づく新しい教科書(以下、『新版教科書』)が供給される見込み(所謂“ダブル供給”)となっています。

社会の移行措置では、特例により新学習指導要領の内容を先行実施することも可能とされていますが、平成24年度(第2学年)で地理の『新版教科書』を使用できることを前提とし、その利点を生かすには、平成23年度(第1学年)の地理については、新学習指導要領のうち現行の教科書で学習できる内容を先に履修することが考えられます。その場合、2年間の学習指導計画の一例を示すと、以下ようになります。

平成23年度(第1学年)			平成24年度(第2学年)	
現行学習指導要領の内容	現行教科書の単元	時数	新学習指導要領の内容	時数
(1) 世界と日本の地域構成	第1編		(1) 世界の様々な地域	
ア 世界の地域構成	1. 地球を探検する	3	ア 世界の地域構成	-
	2. 世界の構成は…	3	イ 世界各地の人々の生活と環境	8
イ 日本の地域構成	3. 日本の構成は…	6	ウ 世界の諸地域	31
(2) 地域の規模に応じた調査	第2編		ア) アジア, (イ) ヨーロッパ	
ア 身近な地域	1. 身近な地域を調べよう	8	ウ) アフリカ, (エ) 北アメリカ	
イ 都道府県	2. 都道府県を調べよう	-	オ) 南アメリカ, (カ) オセアニア	
ウ 世界の国々	3. 世界の国を調べよう	5	エ 世界の様々な地域の調査	-
(3) 世界と比べて見た日本	第3編		(2) 日本の様々な地域	
ア 様々な面からとらえた日本			ア 日本の地域構成	-
ア) 自然環境から見た日本の地域的特色	1. 世界と日本の自然	4	イ 世界と比べた日本の地域的特色	-
イ) 人口から見た日本の地域的特色	2. 世界と日本の人口	2	ア) 自然環境, (イ) 人口	
ウ) 資源や産業から見た日本の地域的特色	3. 世界と日本の産業	2	ウ) 資源・エネルギーと産業	
エ) 生活・文化から見た日本の地域的特色	4. 世界と日本の暮らしと文化	-	エ) 地域間の結び付き	
オ) 地域間の結び付きから見た日本の地域的特色	5. 結びつく世界と日本	2	ウ 日本の諸地域	35
イ) 様々な特色を関連付けて見た日本	6. 総合的にみた日本	-	ア) 自然環境を中核とした考察	
			イ) 歴史的背景を中核とした考察	
			ウ) 産業を中核とした考察	
			エ) 環境問題や環境保全を中核とした考察	
			オ) 人口や都市・村落を中核とした考察	
			カ) 生活・文化を中核とした考察	
			キ) 他地域との結び付きを中核とした考察	
			エ 身近な地域の調査	-
+(まとめ・予備時数 5) 年間計			+(まとめ・予備時数 6) 年間計	
40			80	

*太字の内容を履修(取消線の内容は削除)

*太字の内容を履修

ここで留意する必要があるのは、第1学年と第2学年の時数配分です。平成23年度の入学生に関しては、社会科の3年間の総授業時数が350時間で、分野別には「地理120時間、歴史130時間、公民100時間」となります。地理の120時間を2年間に配分する際、新学習指導要領で新たに盛り込まれた内容が多いことから、第2学年で履修する分の時数を多く確保しておく必要があります。具体的には、『新版教科書』を使用して学習する内容(前表の右欄のうち太字の部分)で想定される時数に、まとめや予備の時数を含めると合計で80時間程度となります。また、第1学年で現行の教科書を使用して学習する内容(前表の網掛けの部分)は、新学習指導要領ではそれまでより全体的に精選された扱いになっているため、時数についても40時間程度に抑える形になります。

このように、地理の時数については第1学年よりも第2学年に傾斜をかけた配分になるため、その分歴史の時数については、第1学年で65時間程度、第2学年で25時間程度、第3学年で40時間といった配分を考えるなど、分野間での調整を図ることに留意する必要があります。

平成23・24年度の『中学社会』地理的分野の移行措置にあたりましては、以上の点もご参考のうえご指導いただけましたら幸いに存じます。

教育出版株式会社
編集局 中学社会編集部

編集部からのお知らせとお願い - 平成23年度用教科書『中学社会』について

平成23年度用の教科書は、平成22年度用の教科書と下記の箇所が変更されています。ご指導の際には、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

◆社会情勢の変化や統計数値の更新などによる変更箇所

【地理的分野】

ページ	行	平成22年度用	平成23年度用
2	左凡例	2009年6月現在	2010年6月現在
15	地図		〈ロシアの時差区分を訂正〉
22	上地図 キャプション ふき出し	時差が10時間も	〈ロシアの時差区分を訂正〉 〈↑ロシアの時間帯 ※数字は日本との時差を追加〉 時差が9時間も
20	5	2008年	2009年
23	9～10	67億人です(2008年)	68億人です(2009年)
23	12～13	3000万人	3500万人
23	下囲み 左1	67億人	68億人
23	下囲み 右2 最下段	14人がアフリカ人 2008年「世界人口白書」	15人がアフリカ人 2009年「世界人口白書」
84	6	6000人	5400人
114	2	774万km ²	769万km ²
116	2	851万km ²	852万km ²
117	2～4	1億8000万人 (2004年)	1億9370万人 (2009年)
136	中ふき出し	67億人	68億人
138	タイトル	67億人	68億人
138	上囲み	67億人 (2008年)	68億人 (2009年)
144	地図	(2007年7月)	(2010年7月) 〔過疎指定地域と、合併に伴う村上市の境界を更新〕
189	1～3	現在、日本には200万人をこえる外国人が住んでいます(2005年)。もっとも人数が多いのは、	現在、日本には220万人をこえる外国人が住んでいます(2008年)。中国人に並び人数が多いのは、
208	ふき出し	338人	337人
210	ホームページリンク	(2009年6月現在)	〔(2010年6月現在)のものに更新〕

※統計資料を更新した箇所

23 表「世界のおもな国の人口」／189 グラフ「日本に住む外国人の国別割合」／206～207 表「世界の国々のあらし」／208～209 表「都道府県のあらし」

【歴史的分野】

ページ	行	平成22年度用	平成23年度用
2	下凡例	2009年6月現在	2010年6月現在
205～207	表	(2009年6月現在)	〔(2010年6月現在)のものに更新〕
巻末	トレペ地図	(2005年7月)	(2010年6月)

【公民的分野】

ページ	行	平成22年度用	平成23年度用
3	下凡例	2009年6月現在	2010年6月現在
16	1～2	1991年に世界の人口は約54億人でした。	1996年に世界の人口は約58億人でした。
16	グラフキャプション	小学校の第1学年に入学した子どものうち、第5学年にまで在学する子どもの割合	小学校に入学した子どものうち、最終学年まで在学する子どもの割合
35	上図キャプション	…定められました。公布から3年後の2010年に施行されます。	…定められ、2010年5月に施行されました。
49	左上写真	ドナーカード	臓器提供意思表示カード
56	上囲み	与党(左)と野党(右)の代表者が、…道路整備の財源や年金記録の問題、国会の運営などについて、	与党(右)と野党(左)の代表者が、…政治資金の問題、沖縄県の米軍基地移転の問題などについて、
86	上写真	[ホームページの画面]	[更新]
87	上ふき出し 下囲み	兼子仁さん	浅生重機さん
87	上写真と キャプション	[「川崎市市民オンブズマン」のパンフレット]	[巡回市民オンブズマンのポスター に差し替え] 川崎市の市民オンブズマンは、事務局以外でも、区役所をまわって苦情を受け付けています。
87	下写真と キャプション	[調査する兼子仁さん]	[浅生重機さん に差し替え]
112	左下グラフ内写真	[国債]	[写真を削除]
120	グラフ中		社会資本総合整備事業費(※) ※地域の実情に応じて地方公共団体が申請した社会資本の整備事業に対し、国から支払われる交付金です。
153	地図		[合併による市町村界の変更]
188～189	表	(2009年6月現在)	[(2010年6月現在)のものに更新]

※統計資料・写真を更新した箇所(ページと種別のみを記載)

14 グラフ / 15 グラフ / 16 グラフ / 17 グラフ / 19 地図・グラフ / 43 グラフ / 44 グラフ / 53 グラフ / 55 下図 / 56 上写真 / 57 グラフ / 58 写真2点・グラフ / 59 グラフ2点 / 60 写真2点 / 63 グラフ / 64 グラフ / 67 グラフ / 71 グラフ・図 / 79 グラフ / 83 グラフ / 92 グラフ / 93 グラフ / 94 グラフ / 97 下グラフ / 98 グラフ / 99 表 / 101 グラフ2点 / 105 グラフ2点 / 108 グラフ / 111 グラフ2点 / 112 写真・グラフ2点 / 113 グラフ2点 / 114 グラフ / 115 グラフ / 116 グラフ / 117 グラフ2点 / 119 グラフ2点 / 120 グラフ / 121 グラフ2点 / 124 グラフ / 125 グラフ2点 / 127 グラフ / 130 地図 / 138 グラフ / 141 グラフ / 142 表 / 144 グラフ / 146 地図・グラフ / 147 グラフ / 165 写真 / 169 写真

◆訂正箇所

また、平成23年度用の教科書に訂正のうえご指導いただきたい箇所がございます。併せてご留意くださいますようお願い申し上げます。

【地理的分野】

ページ	行	原文	訂正文
29	地図	[エジプト・スーダン間の領土未画定地が白色]	[アフリカの黄色で着色]



教育現場とリンク

教育出版

エデュコネット

EducoNet の会員を募集しています!

入会金・会費は無料です!



会員の皆様に、インターネットを通じて教育情報をご提供します。



教育関係者専用のWEBサイトです。

役立つ資料・情報の宝庫です。

- 教育情報……教育界の動向等の情報提供
- 教科のページ……年間指導計画・評価基準・高校シラバス・教科別お役立ちコーナー・編集部からのお知らせなど
- メールマガジン……教育関連情報をタイムリーに発信

会員は…

- ◆会員専用のコンテンツにアクセスできます。
- ◆メールマガジンが定期的に配信されます。

申し込みを受け付け後、ID・パスワードを勤務先に郵送します。



教育出版EducoNet会員登録について

★WEBにて受け付けています!!

教育出版ホームページまたは <http://educonet.jp/entry.html> にアクセスしてください。

※個人会員のほかに、教育委員会・学校単位での申し込みも受け付けます。

教育出版ホームページの主な内容 <http://www.kyoiku-shuppan.co.jp/>

EducoNet (会員制)

- ・年間指導計画
- ・評価基準
- ・教科別お役立ちコーナー
- ・教科通信
- ・ニュースレター
- ・各種教育情報
- ・編集部から
- ・メールマガジン

情報提供

…教育情報・総合的な学習・研究会日程

各種リンク集

ご案内

…教科書内容・教師用指導書・教材品

教科書関連資料・写真館

新刊書紹介

もの知りテーマパーク

地球時代の教育情報誌Educo



▶▶ EducoNet事務局 E-mail: educonet@kyoiku-shuppan.co.jp

【表紙写真】石畳の路地や木組みの家など、中世の街並みが保たれたローテンブルクの様子。14世紀に建築された二つの城門の塔が見られる(上写真)。街全体は台地の上に位置し、防御のための城壁に囲まれている(下写真)。(2010年ドイツ・ローテンブルク)

中学社会通信 Socio express (2011年 春号)

2011年3月31日 発行

編集：教育出版株式会社編集局
印刷：大日本印刷株式会社

発行：教育出版株式会社 代表者：小林一光
発行所：教育出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 電話 03-3238-6864(お問い合わせ)
URL <http://www.kyoiku-shuppan.co.jp>



なかよし宣言

わたしたちをとりまく自然や社会は、科学技術の進展や国際化、情報化、高齢化などによって、今、大きく変わろうとしています。このような社会の変化の中で、人間や地球上のあらゆる命がのびのびと生きていくためには、人や自然を大切にしながら、共に生きていこうとする優しく大きな心をもつことが求められています。

わたしたちは、この理念を「地球となかよし」というコンセプトワードに込め、社会のさまざまな場面で人間の成長に貢献していきます。

北海道支社	〒060-0003 札幌市中央区北3条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル 6F TEL: 011-231-3445 FAX: 011-231-3509
函館営業所	〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一生命ビルディング 3F TEL: 0138-51-0886 FAX: 0138-31-0198
東北支社	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-18 ライオンズプラザ本町ビル 7F TEL: 022-227-0391 FAX: 022-227-0395
中部支社	〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-40 カジウラテックスビル 5F TEL: 052-262-0821 FAX: 052-262-0825
関西支社	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-6-27 ヨシカワビル 7F TEL: 06-6261-9221 FAX: 06-6261-9401
中国支社	〒730-0051 広島市中区大手町3-7-2 あいおいニッセイ同和損保広島大手町ビル 5F TEL: 082-249-6033 FAX: 082-249-6040
四国支社	〒790-0004 松山市大街道3-6-1 岡崎産業ビル 5F TEL: 089-943-7193 FAX: 089-943-7134
九州支社	〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル 8F TEL: 092-781-2861 FAX: 092-781-2863
沖縄営業所	〒901-0155 那覇市金城3-8-9 一粒ビル 3F TEL: 098-859-1411 FAX: 098-859-1411